

秋田県政策等の評価に関する条例

平成十四年三月二十九日

秋田県条例第十一号

秋田県政策等の評価に関する条例をここに公布する。

秋田県政策等の評価に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県が行う政策、施策又は事業（以下「政策等」という。）の評価に
関し基本的事項を定めることにより、政策等の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しそ
の結果の政策等への適切な反映を図るとともに、政策等の評価に関する情報を公表し、
もって成果を重視する行政の推進に資するとともに、県の行政活動について県民に説明
する責務が全うされるようすることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会及び警察本
部長をいう。

- 2 この条例において「政策」とは、実施機関が、その所掌事務の範囲内において、一定
の行政目的を実現するために行う行政活動についての基本的な方針をいう。
- 3 この条例において「施策」とは、政策を推進するための個々の具体的な方針をいう。
- 4 この条例において「事業」とは、施策に従って実施する個々の方策その他これに類す
るものという。

(政策等の評価の在り方)

第三条 実施機関は、その所掌に係る政策等について、適時に、その効果（当該政策等に
基づき実施し、又は実施しようとしている行政活動が県民生活及び社会経済に及ぼし、
又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、必要性、効率性又は
有効性の観点その他当該政策等の特性に応じて必要な観点から自ら評価するとともに、
その評価の結果を当該政策等に適切に反映させるものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定に基づく政策等の効果の把握に当たっては、当該政策等の特
性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的にこれを行わなければならない。
- 3 実施機関は、第一項の規定に基づく評価（以下「政策等の評価」という。）に当たつ
ては、県民の意見を取り入れるように努めるものとする。

(基本方針)

第四条 知事は、政策等の評価の計画的かつ着実な推進を図るため、他の実施機関と協議
して政策等の評価に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の実施計画の指針となるべ
きものを定めるものとする。
 - 一 政策等の評価の実施に関する基本的な考え方
 - 二 政策等の評価の観点に関する基本的な事項
 - 三 政策等の効果の把握に関する基本的な事項

- 四 事前評価（政策等を決定する前に行う政策等の評価をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項
 - 五 中間評価（政策等を決定した後で政策等が終了する前に行う政策等の評価をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項
 - 六 事後評価（政策等が終了した後に行う政策等の評価をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項
 - 七 政策等の評価の実施の時期に関する基本的な事項
 - 八 政策等の評価の結果の政策等への反映に関する基本的な事項
 - 九 政策等の評価の結果等の公表に関する基本的な事項
 - 十 秋田県政策評価委員会への諮問に関する基本的な事項
 - 十一 その他政策等の評価の実施に関する基本的な事項
- 3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県政策評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（実施計画）

第五条 実施機関は、基本方針に基づき、当該実施機関の所掌に係る政策等について、毎年度、政策等の評価に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

- 2 実施計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 政策等の評価の実施に関する考え方
- 二 政策等の評価の対象に関する事項
- 三 政策等の評価の観点に関する事項
- 四 政策等の効果の把握に関する事項
- 五 事前評価に関する事項
- 六 中間評価に関する事項
- 七 事後評価に関する事項
- 八 政策等の評価の実施の時期に関する事項
- 九 政策等の評価に係る評価調書に関する事項
- 十 政策等の評価の結果の政策等への反映に関する事項
- 十一 政策等の評価の結果等の公表に関する事項
- 十二 秋田県政策評価委員会への諮問に関する事項
- 十三 その他政策等の評価の実施に関し必要な事項

- 3 実施機関は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、実施計画の変更について準用する。

（評価調書）

第六条 実施機関は、政策等の評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価調書を作成しなければならない。

- 一 政策等の評価の対象とした政策等の概要
- 二 政策等の評価を実施した時期

- 三 政策等の評価の観点
 - 四 政策等の効果の把握の手法及びその結果
 - 五 秋田県政策評価委員会の意見
 - 六 政策等の評価を行うに当たって使用した資料その他の情報に関する事項
 - 七 政策等の評価の結果
- 2 実施機関は、前項の規定により評価調書を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (政策等の評価の結果の活用)
- 第七条 知事は、政策等の評価の結果を予算の編成及び県の総合的かつ基本的な計画の作成等に活用するものとする。
- (議会への報告)
- 第八条 実施機関は、毎年度、政策等の評価の実施状況及び政策等の評価の結果の政策等への反映状況に関する報告書を作成し、知事に送付しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により送付を受けた報告書をとりまとめ、議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- (相互協力)
- 第九条 実施機関は、政策等の評価を適切に実施するため、相互に必要な協力をを行うものとする。
- (委員会の設置及び所掌事務)
- 第十条 第四条第三項の規定により、知事の諮問に応じ基本方針に関して調査審議させるため、秋田県政策評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、前項の規定による調査審議をするほか、実施機関の諮問に応じ政策等の評価に関する事項を調査審議する。
- (委員会の組織及び委員の任期)
- 第十二条 委員会は、委員十人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- (委員長)
- 第十三条 委員会に、委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- (委員会の会議)
- 第十四条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第十四条 委員会に、次の各号に掲げる専門委員会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- 一 公共事業評価専門委員会 公共事業のうち基本方針で定めるものの評価に関すること。
- 二 研究評価専門委員会 試験研究開発を実施することを目的とする事業のうち基本方針で定めるものの評価に関すること。
- 2 委員会に、前項の規定により専門委員会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議をさせるため、専門委員を置く。
- 3 専門委員は、所掌事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 4 専門委員会に属すべき委員及び専門委員は、十五人以内とし、委員長が指名する。
- 5 第十一条第三項及び第四項の規定は専門委員について、前二条の規定は専門委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「専門委員長」と、「委員会」とあるのは「専門委員会」と、「委員」とあるのは「専門委員会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。
- 6 所掌事項については、専門委員会の議決をもって委員会の議決とする。

(委任規定)

第十五条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「総合開発審議会の委員及び専門委員」を

「総合開発審議会の委員及び専門委員
政策評価委員会の委員及び専門委員」に改める

附 則(平成一八年条例第四三号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

令和3年度 知事が行う政策等の評価に関する実施計画の概要

参考資料2

評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観点	評価結果の政策等への反映・活用	備考
■政策評価 (中間評価)	○政策の効果的な推進を図るための情報を提供する。	○企画振興部長 (7月21日まで)	○「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の6つの重点戦略	○定量的評価を構成する施策の評価結果の ・政策平均的評価進状況等（社会経済状況 ・施設を踏まえる施策の取組状況とその 成果など）	○企画振興部長及び政策所管部長 ・「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく政策の効果的な推進	(活用) ○企画振興部長及び政策所管部長 ・「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく政策の効果的な推進
■施策評価 (中間評価)	○施策の効果的な推進を図るための情報を提供する。	○施策幹事部長 (5月20日まで)	○「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に掲げた重点戦略9と34の施策から成る政策・教育委員会が所管する44の施策のうち、教科書を除く37施策	○定量的評価の達成状況 ・代表指標の達成状況 ○定性的評価取組状況とその効果、外的要因等	○企画振興部長及び政策幹事部長 ・「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく政策の効果的な推進	(活用) ○企画振興部長及び政策幹事部長 ・「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく政策の効果的な推進
■事業評価 (目的設定)	○事業課題を明確化させ、事業実施の必要性や手段の妥当性を考察し、事業実施により達成すべき状態を明らかにする。	○新規事業所管課長 (別途通知)	○令和3年度の補正予算及び令和4年度の当初予算に予算要求し、既存事業から成る政策・教育委員会が所管する44の施設のうち、教科書を除く37施策	○必要性 ・現状の課題及び施策目的に照らし ・住民ニーズに照らした必要性 ・県関与の必要性 ○有効性 ・手段の妥当性	○新規事業所管課長 ・事業実施のための予算算定資料 ○各部長・予算算定課長 ・事業実施のための予算算定資料	(活用) ○新規事業所管課長 ・事業実施のための予算算定資料 ○各部長・予算算定課長 ・事業実施のための予算算定資料
■事業評価 (中間評価)	○事業の見直し・改善を図り、より効果的かつ効率的な事業推進のための課題と推進方針を示す。	○継続事業所管課長 (5月20日まで)	○令和3年度の当初予算に計上されている継続事業である。政策予算に係る事業を対象とする。目的設定の対象外事業及び次に掲げる事業を除く。「第3期元気創造プラン」に掲げる重点戦略及び基本政策に位置付けられていないものの、前年度の年間事業費が300万円未満のもの。	○必要性 ・現状の課題に照らした妥当性 ・住民ニーズに照らした妥当性 ○有効性 ・事業目標の達成状況 ○効率性 ・コスト縮減の取組状況	○継続事業所管課長 ・事業内容や優先度の見直し ○各部長・予算算定課長 ・事業目標の達成状況 ○各部長・予算算定課長 ・事業実施のための予算算定資料	(反映) ○継続事業所管課長 ・事業内容や優先度の見直し ○各部長・予算算定課長 ・事業目標の達成状況 ○各部長・予算算定課長 ・事業実施のための予算算定資料

令和3年度 知事が行う政策等の評価に関する実施計画の概要

評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観点	評価結果の政策等への反映・活用	備考
■事業評価 (事後評価)	○類似事業の企画立案、当該事業にようり整備率的な利活用する。	○終了事業所管課長及び終了事業所管課長(5月20日まで)	○次のいずれかに該当する事業を対象として実施する。 一及び二については、目的設定の基づく事業費が10億円以上の大事業で、令和2年度に完了した事業で、令和2年度に終戻した事業の模擬事業費が1千万円以上で、令和2年度に終戻した事業に実施した地域施策推進事業及	○有効性 ・住民満足度の状況 ○効率性 ・事業の経済性の妥当性 ※振興局調整費事業については、事業効果及び住民の満足度により評価を行う	(反映) ○終了事業所管課長及び終了事業所管課長・将来の事業の企画立案 ・当該事業を以て整備された施設の運営 ○終了事業所管課長及び終了事業所管課長・当該事業を含む基本方針や計画案 ※振興局調整費事業については、事業効果及び住民の満足度により評価を行う	

[公共事業箇所評価]

評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観点	評価結果の政策等への反映・活用	備考
■新規箇所評価	○必要性や効率性等について箇所の可否を検討する。	○新規箇所所管課長 (国への要望又は予算要求前) ○新規箇所選定会議(最終評価) (国への要望又は予算要求前)	○県が新たに実施しようとする公共事業(農業開拓補助費が2億円以上、建設事業)で、これらは事業着手の2箇所(新規箇所と現存箇所)にて調査を行おうとする事業箇所を含む)。ただし、災害修復箇所を除く。 一一三 一 二 三 四	○必要性 ○緊急性 ○有効性 ○効率性 ○熟度 評価項目は、事業種別ごとに設定	(反映) ○新規箇所所管課長 ・今後の対応方針 (活用) ○新規箇所所管課長 ・予算要求 ○農林水産部長、建設部長及び財政課 ・予算編成の検討資料	

令和3年度 知事が行う政策等の評価に関する実施計画の概要

[公共事業箇所評価]

評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観点	評価結果の政策等への反映・活用	備考	
■ 継続箇所評価	○事業の中止を含む翌年度の事業の推進方向を判断する。	○継続箇所所管課長 (9月末日まで)	○県が継続して実施している農林水産省生産局及び農林水産振興局所管事業で、国土交通省が5億円以上に該当する箇所及び3割以上の技術革新等により見直しが変化した箇所。 一　採択後5年経過（6年目）及び継続箇所評価後5年経過（6年目）した事業箇所 二　採択後5年経過（6年目）及び継続箇所評価後5年経過（11年目）した事業箇所 三　水産業所管事業 ア　採択後5年経過（6年目）及び継続箇所評価後5年経過（6年目）した事業箇所 イ　海岸事業で、10年経過（11年目）の事業箇所 四　国土交通省所管事業 ア　採択後5年継続（5年目）事業箇所 イ　採択前の準備・計画段階で5年継続（5年目）した事業箇所 ウ　継続箇所評価実施後5年継続（5年目）した事業箇所 五　県単独事業 着手後5年目及び継続箇所評価後5年目の事業箇所 ただし、次の事業箇所を除く。 一二　ただし、次回事業箇所を除く。 一二　維持修繕事業箇所	○必要性 ○緊急性 ○有効性 ○効率性 ○熟度	○継続箇所所管課長 ・事業内容の継続・中止等の判断 (反映) ○継続箇所所管課長 ・予算要求の説明資料 ○農林水産部長、建設部長及び財政課長 ・予算編成の検討資料 評価項目は、事業種別ごとに設定	○継続箇所所管課長 ・事業の継続・中止等の判断 (活用) ○継続箇所所管課長 ・同種事業の計画・調査 (活用) ○終了箇所所管課長 ・当該事業の経済性の妥当性 ○終了箇所所管課長 ・当該事業終了後の維持管理や利活用	
■ 終了箇所評価	○将来の維持管理や類似事業の企画立案、今後の効果的・効率的な利活用を図る。	○終了箇所所管課長 (11月末日まで)	○県が実施した公共事業（農林水産部、建設部が所管する国庫補助事業及び県単独事業）で、事業費が10億円以上で、かつ事業がつて、総事業日から2年を経過した日の属する年度が令和3年度である事業箇所 ただし、次の事業箇所を除く。 一二　※、事、復旧事業、同閑連事業箇所 一二　維持修繕事業箇所	○有効性 ○住民満足度の状況 ○効率性 ○事業の経済性の妥当性	○終了箇所所管課長 ・同種事業の計画・調査 (活用) ○終了箇所所管課長 ・当該事業終了後の維持管理や利活用		

令和3年度 知事が行う政策等の評価に関する実施計画の概要

[研究課題評価]

評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観点	評価結果の政策等への反映・活用	備考
■ 研究課題評価 (目的設定) (中間評価) (事後評価)	<p>○研究予算等の効率的な配分を図る。</p> <p>○研究者の意欲の向上等、柔軟な競争的環境を実現する。</p> <p>○県民に対する説明責任を果たすとともに、研究結果に対する県民の理解と支持を得る。</p>	<p>○目的設定 ・研究機関の長 ・必要性に応じて外部有識者等の意見聴取等を実施 (別途通知)</p> <p>○中間評価 ・内部評価委員会（内部評価） ・外部評価委員会（外部評価） (6月末日まで)</p> <p>○事後評価 ・内部評価委員会（内部評価） ・外部評価委員会（外部評価） (6月末日まで)</p>	<p>○目的設定 ・研究機関の長 ・必要性に応じて外部有識者等の意見聴取等を実施 (別途通知)</p> <p>○中間評価 ・金和2年度以前に着手し、金和3年度に予算計上している研究課題及び研究期間を延長する研究課題 【外部評価委員会が必要と判断する研究課題】</p> <p>○事後評価 ・金和2年度に終了した研究課題 【外部評価委員会が必要と判断する研究課題】</p>	<p>○必要性 ・政策的妥当性</p> <p>○有効性 ・開発効果</p> <p>○技術的達成可能性 ・技術的達成可能性</p> <p>・研究計画・研究体制の妥当性</p> <p>○必要性 ・二ーズの状況変化</p> <p>○有効性 ・効果</p> <p>○目標達成可能性 ・進捗状況</p> <p>・目標達成阻害要因の状況</p> <p>○目標達成 ・最終到達目標の達成度</p> <p>○有効性 ・研究成果の効果</p>	<p>(目的設定) (反映) ○研究機関の長 ・研究計画内容の見直し ・対応方針及び予算要求 (活用) ○研究機関の長 ・予算算定要求における説明資料 ○所管課長及び取扱いの検討資料 ・予算編成の検討資料 (中間評価) (反映) ○研究機関の長 ・研究計画内容の見直し ・対応方針及び予算要求 (活用) ○研究機関の長 ・予算算定要求における説明資料 ○所管課長及び取扱いの検討資料 ・予算編成の検討資料 (事後評価) (反映) ○研究機関の長 ・類似研究の設定等 (活用) ○所管課長及び研究機関の長 ・研究基本方針、研究計画策定の検討資料 (事後評価)</p>	

[経営評価]

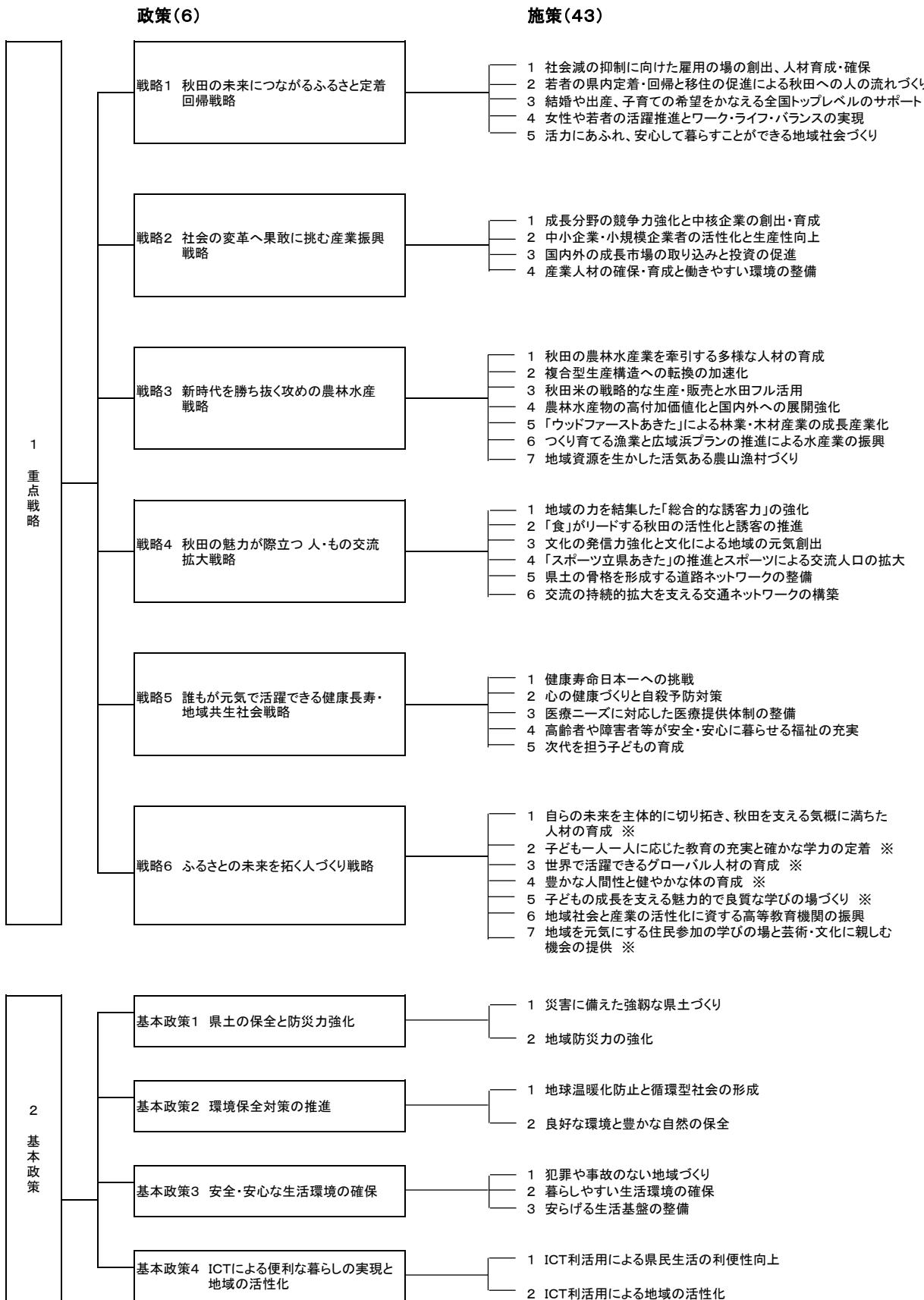
評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観点	評価結果の政策等への反映・活用	備考
■ 経営評価	○事業会計の経営状況について、計画的、効率的な経営を行ったための情報提供を行う。	○産業労働部長、建設部長（評価） (6月末日まで)	○企業会計により実施している3事業会計（電気事業、工業用水道事業、下水道事業）	<p>○公益性（必要性） ・社会経済情勢の変化等を踏まえた ○経済性（必要性） ・経営目標の達成状況</p> <p>○総合評価 ・事業の経営状況などから基準により決定</p>	<p>(反映) ○産業労働部長、建設部長 等 (活用) ○産業労働部長、建設部長 ・令和4年度の事業会計の推進方向 ・令和4年度の予算編成方針等</p>	

令和3年度 教育委員会が行う政策等の評価に関する実施計画の概要

令和3年度 公安委員会及び警察本部長が行う政策等の評価に関する実施計画の概要

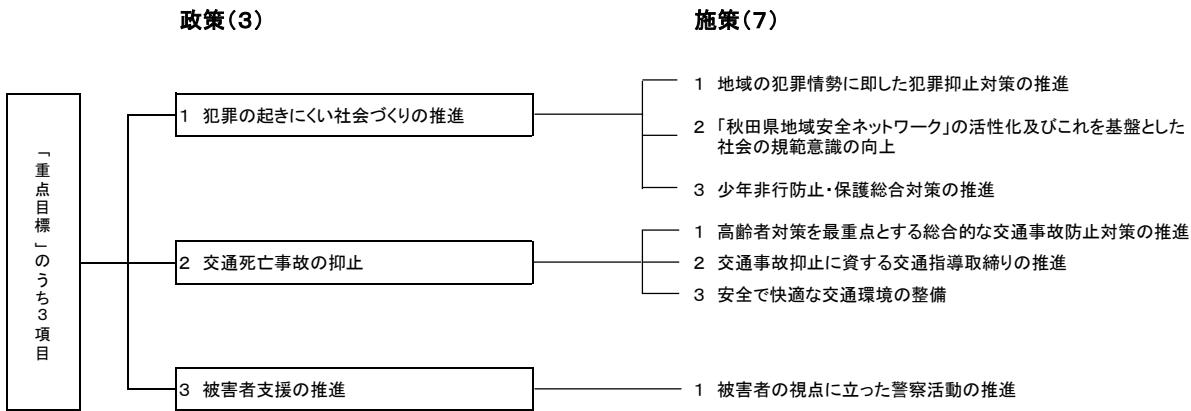
評価の種類	目的	実施主体・時期	対象	観点	評価結果の政策等への反映・活用	備考
■政策評価 (中間評価)	○政策の推進途上においてて政策構成する施設を提供するため、事業に構成する施設を提供するための情報等を提供すること。	○秋田県警察と秋田県警察本部長が共同で実施（7月16日まで実施）	○「令和2年秋田県警察運営の基本方針と重点目標」のうち、「重点目標」に該当する「重点項目」のうち、「交通事故死傷者支援の推進」	○優先性 ・施策の評価結果 ・県民の意識 ・政策に開拓する治安情勢の変化等を踏まえた施策の優先性等から総合的に評価を行う。	(反映) ○警察運営の重点目標等の策定に反映させること。 ○警察運営の管理に活用する。	
	○施設の推進途上においてより効果的に施設を提供すること。	○施設の所管部長（6月18日まで実施）	○政策評価を実施する「秋田県警察運営の基本方針と重点目標」のうち、「重点項目」に該当する「重点事業を伴う事項」「実施項目」	○必要性 ・治安情勢や県民の要望等を踏まえた必要性 ○有効性 ・治安維持上の有効性 ○緊急性 ・治安情勢を踏まえた緊急性を総合的に評価を行う。	(反映) ○警務部長及び施設を所掌する各部長は、警報運営上重点的に推進すべき事項等に反映させる。 ○重点推進事項等の管理に活用する。	
■施設評価 (中間評価)	○事業の企画立案に当たり当該事業に必要な情報を提供すること。	○事業所管所長（警務課長が別に定める時期まで実施）	○令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算に新たに予算要求する事業に重点目標とすること。	○必要性 ・現状の課題に照らした妥当性 ・住民ニーズに照らした妥当性 ○有効性 ・手段の妥当性 ・成果指標、目標値がある場合その他の妥当性 ○効率性 ・経済性の妥当性	(反映) ○事業所管所長は、評価結果を事業所管所長や予算要求時に反映させる。 ○事業所管所長は、予算要求時の資料として活用する。	
	○事業の企画立案に当たり当該事業に必要な情報を提供すること。	○事業所管所長（警務課長が別に定める時期まで実施）	○令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算に新たに予算要求する事業に重点目標とすること。	○必要性 ・現状の課題に照らした妥当性 ・住民ニーズに照らした妥当性 ○有効性 ・手段の妥当性 ・成果指標、目標値がある場合その他の妥当性 ○効率性 ・経済性の妥当性	(反映) ○事業所管所長は、評価結果を事業所管所長や予算要求時に反映させる。 ○事業所管所長は、予算要求時の資料として活用する。	
■事業評価 (事前評価)	○事業の見直し、改善等を図り、より効率的に有用な情報を提供すること。	○事業所管所長（6月18日まで実施）	○継続事業で、評価実施年度の当初予算に計上されたる事業（ただし、直接県民政策等による維持事業、部内事業を除く。）	○必要性 ・現状の課題に照らした妥当性 ○有効性 ・事業目的の達成状況 ○効率性 ・経済性の妥当性	(反映) ○事業所管所長は、評価結果を次年度に予算要求時に反映させる。 ○事業所管所長は、予算要求時の資料として活用する。	
	○事業終了後に事業目的の達成又は類似事業の見直し、企画立案等の効率的な情報等を提供すること。	○事業所管所長（6月18日まで実施）	○大規模事業の事業費が10億円以上の事業で、当該事業が終了した日から2年又は6年を経過した日の所属する年度が令和2年度であるもの ○ソフトウェア事業費が1千万円以上の事業で、令和2年事業に終了した事業	○有効性 ・住民満足度 ・事業目的の達成状況	(反映) ○事業所管所長は、将来の類似事業の企画立案により整備された施設等の運営により活用する。	

政策及び施策の体系(第3期ふるさと秋田元気創造プラン)



(※教育委員会が所管する施策)

政策及び施策の体系(公安委員会・警察本部長)



■ 秋田県政策評価委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職	摘 要
相 原 学	一般財団法人秋田経済研究所 所長	・公共事業評価専門委員会委員
池 村 好 道	白鷗大学 法学部 教授	・委員長 ・政策等評価制度調査検討会議委員
岩 根 えり子	株式会社デジタル・ウント・メア 代表取締役社長	・政策等評価制度調査検討会議委員
福 岡 真理子	一般社団法人あきた地球環境会議 理事兼事務局長	
山 口 邦 雄	秋田県立大学 システム科学技術学部 教授	・政策等評価制度調査検討会議委員
吉 澤 結 子	秋田県立大学 理事兼副学長	・研究評価専門委員会委員長

■ 秋田県政策評価委員会公共事業評価専門委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職
相 原 学	一般財団法人秋田経済研究所 所長
石 毛 順 子	国際教養大学 准教授
一 色 順 子	日本防災士会 秋田県支部 副支部長
荻 野 俊 寛	秋田大学 大学院理工学研究科 准教授
小 山 澄 子	環境カウンセラー
込 山 敦 司	秋田県立大学 システム科学技術学部建築環境システム学科 准教授
齊 藤 靖 子	株式会社萬盛閣 代表取締役
関 口 久美子	株式会社トースト 常務取締役
徳 重 英 信	秋田大学 大学院理工学研究科 教授
永 吉 武 志	秋田県立大学 生物資源科学部アグリビジネス学科 准教授

■ 秋田県政策評価委員会研究評価専門委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職
尾 野 恭 一	秋田大学 大学院医学系研究科長・医学部長
倉 林 徹	秋田大学 理事兼副学長
栗 林 直 章	秋田県酒造協同組合 技術研究委員会委員長 (合名会社栗林酒造店 代表社員)
後 藤 猛	秋田大学 理事兼副学長
佐 藤 淳	株式会社三栄機械 代表取締役社長
高 田 克 彦	秋田県立大学 木材高度加工研究所 所長
中 野 正 久	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 東北農業研究センター 研究推進部長
吉 澤 結 子	秋田県立大学 理事兼副学長